

令和3年7月1日からの大雨による災害にかかる特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
静岡県	日本政策金融公庫	静岡支店	中小企業事業	054-254-3631
静岡県	日本政策金融公庫	静岡支店	国民生活事業	054-254-4411
静岡県	日本政策金融公庫	浜松支店	中小企業事業	053-453-1611
静岡県	日本政策金融公庫	浜松支店	国民生活事業	053-454-2341
静岡県	日本政策金融公庫	沼津支店	国民生活事業	055-931-5281
鳥取県	日本政策金融公庫	鳥取支店	中小企業事業	0857-23-1641
鳥取県	日本政策金融公庫	鳥取支店	国民生活事業	0857-22-3156
鳥取県	日本政策金融公庫	米子支店	国民生活事業	0859-34-5821
島根県	日本政策金融公庫	松江支店	中小企業事業	0852-21-0110
島根県	日本政策金融公庫	松江支店	国民生活事業	0852-23-2651
島根県	日本政策金融公庫	浜田支店	国民生活事業	0855-22-2835
鹿児島県	日本政策金融公庫	鹿児島支店	中小企業事業	099-223-2221
鹿児島県	日本政策金融公庫	鹿児島支店	国民生活事業	099-224-1241
鹿児島県	日本政策金融公庫	鹿屋支店	国民生活事業	0994-42-5141
鹿児島県	日本政策金融公庫	川内支店	国民生活事業	0996-20-2191
静岡県	商工中金	静岡支店		054-254-4131
静岡県	商工中金	浜松支店		053-454-1521
静岡県	商工中金	沼津支店		055-920-5000
鳥取県	商工中金	鳥取支店		0857-22-3171
鳥取県	商工中金	米子支店		0859-34-2711
島根県	商工中金	松江支店		0852-23-3131
島根県	商工中金	浜田営業所		0855-23-3033
鹿児島県	商工中金	鹿児島支店		099-223-4101
静岡県	静岡県信用保証協会			0120-783-509
鳥取県	鳥取県信用保証協会			0857-26-6631
島根県	島根県信用保証協会			0852-22-2837
鹿児島県	鹿児島県信用保証協会			099-223-0271
静岡県	静岡商工会議所			054-253-5111
静岡県	浜松商工会議所			053-452-1111
静岡県	沼津商工会議所			055-921-1000
静岡県	三島商工会議所			055-975-4441
静岡県	富士宮商工会議所			0544-26-3101
静岡県	富士商工会議所			0545-52-0995
静岡県	下田商工会議所			0558-22-1181
静岡県	磐田商工会議所			0538-32-2261
静岡県	伊東商工会議所			0557-37-2500
静岡県	熱海商工会議所			0557-81-9251
静岡県	島田商工会議所			0547-37-7155
静岡県	焼津商工会議所			054-628-6251
静岡県	掛川商工会議所			0537-22-5151
静岡県	藤枝商工会議所			054-641-2000
静岡県	袋井商工会議所			0538-42-6151
鳥取県	鳥取商工会議所			0857-26-6666
鳥取県	米子商工会議所			0859-22-5131

鳥取県	倉吉商工会議所	0858-22-2191
鳥取県	境港商工会議所	0859-44-1111
島根県	松江商工会議所	0852-23-1616
島根県	浜田商工会議所	0855-22-3025
島根県	出雲商工会議所	0853-23-2411
島根県	平田商工会議所	0853-63-3211
島根県	益田商工会議所	0856-22-0088
島根県	大田商工会議所	0854-82-0765
島根県	安来商工会議所	0854-22-2380
島根県	江津商工会議所	0855-52-2268
鹿児島県	鹿児島商工会議所	099-225-9500
鹿児島県	川内商工会議所	0996-22-2267
鹿児島県	鹿屋商工会議所	0994-42-3135
鹿児島県	枕崎商工会議所	0993-72-3341
鹿児島県	阿久根商工会議所	0996-72-1185
鹿児島県	奄美大島商工会議所	0997-52-6111
鹿児島県	南さつま商工会議所	0993-53-2244
鹿児島県	出水商工会議所	0996-62-1337
鹿児島県	指宿商工会議所	0993-22-2473
鹿児島県	いちき串木野商工会議所	0996-32-2049
鹿児島県	霧島商工会議所	0995-45-0313
静岡県	静岡県商工会連合会	054-255-8080
鳥取県	鳥取県商工会連合会	0857-31-5555
島根県	島根県商工会連合会	0852-21-0651
鹿児島県	鹿児島県商工会連合会	099-226-3773
静岡県	静岡県中小企業団体中央会	054-254-1511
鳥取県	鳥取県中小企業団体中央会	0857-26-6671
島根県	島根県中小企業団体中央会	0852-21-4809
鹿児島県	鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
全国	全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
静岡県	静岡県よろず支援拠点	054-253-5117
鳥取県	鳥取県よろず支援拠点	0857-31-6851
島根県	島根県よろず支援拠点	0852-60-5103
鹿児島県	鹿児島県よろず支援拠点	099-219-3740
関東	中小機構 関東本部 企業支援部 企業支援課	03-5470-1620
中国	中小機構 中国本部 企業支援部 企業支援課	082-502-6555
九州	中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課	092-263-0300
関東	関東経済産業局 産業部中小企業課	048-600-0321
中国	中国経済産業局 産業部中小企業課	082-224-5661
九州	九州経済産業局 産業部中小企業課	092-482-5447

〔日本政策金融公庫の災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも令和3年7月1日現在、貸付期間5年の場合）

中小企業事業 → 基準利率 1.11%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.26%

【貸付限度額】

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

【貸付期間】

中小企業事業

→ 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

1. 制度概要

- 自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証)を行う制度。

2. 災害の指定基準

- (1)災害の発生に起因して、多数の中小企業・小規模事業者が直接又は間接的に被害を受け、又は受けるおそれが生じたとして都道府県から指定の要請があった場合であって、国として指定する必要があると認めるとき
- (2)災害救助法が適用された災害及び地域

3. 対象中小企業者

- (イ)指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。
(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

4. 内容(保証条件)

- ①対象資金:経営安定資金
- ②保証割合:100%保証
- ③保証限度額:無担保8,000万円、普通2億円(別枠) →
- ④保証人:原則第三者保証人は不要

【一般保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内
+
【別枠保証限度額】
普通保証 2億円以内
無担保保証 8,000万円以内

小規模企業共済災害時貸付の概要

1. 貸付対象者

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時（4月末日及び10月末日）までに、12カ月以上の掛金を納付している共済契約者（ただし、貸付限度額が50万円以上）であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所（※1）を有し、かつ、当該災害の影響により次の（1）又は（2）の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

（1）被災区域内にある事業所又はその契約者事業の主要な資産（※1）について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる損害を受けていること。

（2）当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高（※1）が前年同月に比して減少することが見込まれること。

（※1） 共済契約者が共同経営者の場合はその共同経営者の個人事業主の事業に関するもの、共済契約者が会社等の役員の場合はその会社等の事業に関するものとなります。

2. 貸付条件

- （1）貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万のいずれか少ない額
- （2）貸付利率：年0.9%（令和3年7月12日現在）
- （3）貸付期間：貸付金額500万円以下 36ヵ月
505万円以上 60ヵ月
- （4）償還方法：6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- （5）担保、保証人：不要
- （6）借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

3. その他

以下が整っていれば、原則、即日貸付が可能です。（※2）

①被災したことを証明する下記いずれかの証明書

- ・市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書
- ・商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会から確認を受けた被災証明願（所定様式）

②独立行政法人中小企業基盤整備機構からの通知物（共済契約者の氏名及び契約者番号が

分かるもの)

③貸付契約に必要な実印、印鑑証明（3 ヶ月以内発行の原本）

④本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

⑤収入印紙

（※2）借入窓口を商工中金以外に登録している場合には、借入窓口を商工中金に変更する手続きが必要になるため、即日貸付はできません。

詳細は中小企業基盤整備機構共済相談室（050-5541-7171）までお問い合わせ下さい。